

飯豊町農業経営改善計画及び青年等就農計画認定審査会認定基準

農業経営基盤強化促進法第12条第4項に定めによる「農業経営改善計画の認定等」に基づき、(以下、「改善計画」という。)及び同法第14条の4第3項に定める「青年等就農計画の認定」(以下、「就農計画」という。)に基づき、飯豊町農業経営改善計画及び青年等就農計画認定審査会の認定基準を以下に定める。

1. 所得目標及び労働時間

改善計画が基本構想に照らし適切なものであり、他産業並の労働時間で他産業並の所得が挙げられるような農業経営を目指した計画であることとし、主たる農業従事者1人当たり概ね400万円(概ねとは8割に相当し、320~400万円)の所得目標、1,900時間程度の労働時間であることとする。また、青年等が別に定める飯豊町認定新規就農者認定等実施要綱に基づき提出する就農計画の5年後の年間所得は、農業従事者1人当たり概ね400万円の5割以上を目標とする。

ただし、所得の判断にあっては、記載された所得そのものを認定の基準にせず、基本的には計画に記載された内容の中の規模、集約度等を基準として、基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるか否かを判断する。

労働時間の目標にあっても、記載された労働時間そのものを認定の基準にせず、基本的には計画に記載された内容の規模、集約度等を基準として、基本構想に示されている目標労働時間で目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるか否かを判断する。

2. 計画達成の確実性

改善計画及び就農計画の達成される見込みが確実であること。

ただし、改善計画及び就農計画に記載された目標であれば、基本構想の目標年(H36)には基本構想に示された指標をクリアできるか否かで判断する。さらに、計画記載事項全てが基本構想指標をクリアする必要はなく、各項目全てを総合的に判断し基本構想指標に到達できるかどうかで判断する。

3. 農用地の総合的な利活用の判断

改善計画及び就農計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであることとし、下記の項目が考慮されていない計画は認定しない。

ア) 農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない。

4. 農業経営の規模

ア) 計画規模が基本構想で設定した規模を上回れば当然適切とし、農作業受託や生産組織の構成員としての耕作面積も一定の換算を行って後、計画規模に加算して判断する。

イ) 基本構想の設定規模を下回る場合でも、目標規模がおおむね基本構想の規模に近い水準で、集約度等において基本構想で示した経営の指標で想定している水準を上回る等により、結果的に所得水準等の目標達成が確実と見込まれるときは適切であると判断する。

ウ) 農業経営の規模拡大だけでなく、生産方式の合理化や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などを通じて経営の複合化や集約化等を図り、自らの農業経営の改善を図ろうとする者を認定の対象者とする。

5. 生産方式

基本構想で設定した生産方式に概ね準拠している場合には、同構想で示す規模等をほぼそのまま認定基準として用いる。また、個々の工夫で別途の新しい生産方式等を取り入れている場合には、合理的かつ適切なものであれば、その生産方式による効果を見込んだ上で認定できるかどうかを判断する。

6. 経営管理の方法

当該申請者が改善に努め、基本構想で示した指標に向かって努力を続けるか否かが判断基準とする。なお、認定に際しては申請者努力を助長するため、必要に応じて簿記記帳その他経営管理の合理化に関する研修受講を指導することとする。

7. 農業従事の態様

当該申請者が改善に努め、基本構想で示した指標に向かって努力を続けるか否かを判断基準とする。

8. 営農類型

基本構想に定められていないような営農類型であっても認定の対象とする。その際は類似の営農類型から判断するが、類似類型がないときは、計画所得が基本構想の目標とする所得水準に照らして適当なものか否か、及び当該計画の規模、集約度等から基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるか否かを判断する。

9. 組織経営体の認定

原則として法人格を有しない生産組織の認定はできないが、法人化を目指す農業生産組織が法人化の計画を含んだ改善計画及び新たに農業経営を始めようとする青年等が役員のお半数を占める法人の就農計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合にはこれを認定対象とする。

申請者が法人の場合は上記 1～8 の基準に加え以下の基準を判断する

ア) 主たる従事者としての役割を果たしている者に帰属することとなる所得等の目標が、これらの者の平均で基本構想における所得等の目標以上となるような農業経営規模、集約度が掲げられているか否か。

イ) これらの者に帰属することになる所得には、法人が支払う労働及び役員報酬のみならず、構成員として支払う地代及び資本利子を加算しても良いものとする。また、

これらの者が法人の事業とは別個に実施している農業に係る所得（ただし、法人事業に従事していることにより得る所得の金額を超えない範囲内に限る。）を加算しても良いものとする。

ウ)経営する品目により、周囲の環境に著しい被害等の問題が発生していないか。又、その経営内容について周囲の住民の同意が得られているかを考慮して認定する。

10. 有効期限及び再認定手続き

本認定申請の有効期限は5年間とする。また、計画を変更した場合は、変更時点からではなく、当初承認の時点から5年間とする。

改善計画の有効期限が切れる際の再認定の申請の場合は、審査員は前回の認定を受けた計画の達成状況を確認し、下記の事項に該当する場合は、改善措置についての指導、助言を行うものとする。また、就農計画の場合は、継続的な経営の改善へ取り組むことへの支援と、認定農業者への移行を促すこととする。また、就農計画の有効期限内に改善計画の認定を受け、認定農業者になった場合は、その認定日をもって就農計画の効力は失うものとする。

改善計画の認定後、相当期間、農産物の販売実績がない場合。

経営改善のため経営面積の拡大を改善計画に記載しており、代替え地の取得の見込みがないにもかかわらず、経営面積を縮小している場合。

経営改善のため土地利用型から施設型等営農類型の転換を改善計画に記載しながら、認定後相当期間が経過したにもかかわらず、営農類型の転換に向けた具体的な取り組みがなされていない場合。

その他、改善計画の効果が見込まれない場合。

11. 基本構想指標を既に上回っている者からの申請

現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、当該申請に係る計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば基本構想に照らして適切であると判断する。

12. その他

改善計画及び就農計画の変更等

改善計画及び就農計画の変更手続きを行う場合は、飯豊町農業経営改善計画及び青年就農計画認定審査会の審査を行うものとするが、軽微な変更については審査会を経ないで町の認定を行うものとする。

計画の認定を受けた者が、計画に従って農業経営の改善を図っていないと認められる場合には、認定を取り消すよう町長に申し出ることとする。

新規就農者等

農業経営改善計画認定の申請者は、現に農業経営を営んでいるものだけでなく、農外からの新規参入者、Uターン就農者及び新規学卒者等の農業後継者などのこれから農業を営む者を含むものとする。また、必要があれば青年等就農計画認定の申請についても指導するものとする。

農業経営の現状

農業経営の改善の目標が達成可能なものか否かを判断する材料として、審査員が特に必要とした場合は、認定を受けた3年後に農業経営の状況を把握する為、状況報告書の提出を求めるものとする。

公租公課の状況

改善計画及び就農計画の認定を受けるもの及び認定を受けているものは、公租公課について完納していること。万一過年度分に未納がある場合は認定しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。